



<大気環境担当>

有害大気汚染物質に係る指針値の追加について

有害大気汚染物質とは

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長い間継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある、大気汚染の原因となる物質です。平成8年に国において「有害大気汚染物質に該当する可能性が高い物質」として234物質がリスト化され、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等を踏まえ、健康リスクがある程度高いと考えられる物質として22の「優先取組物質」が選定されています。（中央環境審議会第二次答申）

これらの物質については、平成22年に「有害大気汚染物質に該当する可能性が高い物質」が248物質、「優先取組物質」が23物質に変更される等、適宜見直されています。（中央環境審議会第九次答申）

また、「優先取組物質」には、環境基準や指針値といった環境目標値が設定されている物質があります。

塩化メチル及びアセトアルデヒドに指針値が追加

指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現在11物質に設定されています。

この値は、有害性評価に係る知見の制約のもとに定められた値であると判断すべきであり、新しい知見やデータの集積に伴い、随時、見直していく必要があるという性格があります。

しかし、健康リスクを低減する観点から科学的知見を集積し評価した結果として設定されるものであることから、現に行われている大気環境モニタリング結果等の評価指標や事業者による排出抑制努力の指標として機能を果たすことが期待されています。

これまで、「優先取組物質」について科学的知見の収集・整理が進められ、物質毎に指針値の追加がなされており、令和2年には塩化メチル及びアセトアルデヒドが追加されたところです。（中央環境審議会第十二次答申）

追加された指針値（中央環境審議会第十二次答申）

物質名	指針値
塩化メチル	年平均値 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

徳島県の状況について

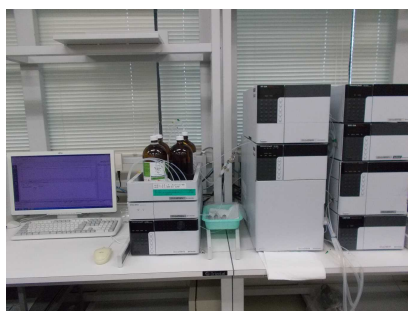
徳島県では、月に1度サンプリングを実施し、「優先取組物質」を中心に25物質について、県内4地点の状況を調査しています。各物質は、ガスクロマトグラフ質量分析計や液体クロマトグラフなどの機器を用いて精密な分析を行っています。

環境基準及び指針値が設定されている物質については、近年、県内全地点の濃度が全て環境基準等を達成しています。

これからも有害大気汚染物質対策に資するため、関連情報の入手に努めつつ、県内の環境測定を実施してまいります。



ガスクロマトグラフ質量分析計



高速液体クロマトグラフ